

湯沢町MICE（マイス）誘致推進策事業補助金

湯沢町内に国際的、全国的な大会、会議及び産業見本市等の誘致を推進し、町内の観光関連産業の活性化、湯沢町の知名度の向上及び交流を通じた地域活力を創造するため、MICEの主催者が開催に要する経費の一部を補助するものです。

●補助対象及び補助金算出方法

コンベンション区分		補助対象	算出方法				助成上限額
学会・大会・会議 ・競技会・コンクール	新規開催 ※以前に湯沢町コンベンション誘致事業補助金及び湯沢町MICE誘致推進事業補助金の交付を受けていないMICE	【学術・文化・国際交流に関するMICE】 参加者数が200人以上 【競技会・コンクール・スポーツ大会】 ・50人以上とし、50人以上200人未満の場合は5チーム（団体）以上参加	参加者単価×宿泊者数＝補助額				60万円
			会期	県内者	県外者	国外者	
			2日	600円	600円	2,000円	
			3日	600円	1,000円	3,000円	
	4日以上	600円	1,000円	5,000円			
	継続開催 ※以前に湯沢町コンベンション誘致事業補助金及び湯沢町MICE誘致推進事業補助金の交付を受けているMICE。他の名称等で交付を受けていて実質の内容が変わらないMICEも含む。	【上記以外】 参加者数が500人以上 ※いずれも国外県外からの参加者が1/2以上で参加者の2/3以上が湯沢町に宿泊するもの。	参加者単価×宿泊者数＝補助額				50万円
			会期		県外者	国外者	
			2日	500円	500円	2,000円	
3日			500円	1,000円	3,000円		
4日以上	500円	1,000円	5,000円				
産業見本市等		延べ入場者3,000人以上	・出店舗数×10,000円＝補助額 ※出店舗とは1区画を1店舗とする。				50万円

○補助対象の要件

会場及び宿泊地を湯沢町内とするもので次の要件のいずれかに該当するもの
 湯沢町の海外、県外への知名度の向上に寄与するもの
 湯沢町の産業、経済の活性化に寄与するもの
 参加者と湯沢町民との交流を通して地域活力の創造に寄与するもの
 湯沢町の学術、文化、国際交流の振興に寄与するもの

次のものは対象外です。

- ・国又は地方公共団体の主催・共催事業
- ・本制度とは別に町から補助金等の交付を受ける事業
- ・開催順序が予め定められており、湯沢町の開催順となり実施される会議・大会。
ただし全国大会、複数県にまたがる大会・会議等はこの限りではない。

【お問合せ先】

湯沢町観光商工課 TEL：025-784-4850

https://www.town.yuzawa.lg.jp/smph/cyosei/jyosei/shokokankohojokin/syoukou_hojyokin.html